



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成30年12月25日火曜日 第3039号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）...1044

## 告 示

- 自衛官候補生の採用試験（3件）.....（総務管理課）...1045
- 医療機関の指定.....（保健福祉課）...1046
- 施術機関の指定（2件）.....（ " ）...1046
- 指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）...1046
- 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定.....（ " ）...1047
- 介護機関（居宅介護事業者）の指定.....（ " ）...1047
- 介護機関（介護予防事業者）の指定.....（ " ）...1047
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....（ " ）...1047
- 指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....（ " ）...1047
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....（ " ）...1048
- 指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....（ " ）...1048
- 指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）...1048
- 指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（ " ）...1049
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....（経営支援課）...1049
- 愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲の一部改正.....（会計課）...1050
- 指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正（2件）.....（ " ）...1051
- 指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1052
- 落札者等の告示.....（警察本部会計課）...1052

## 人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）...1052

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第54号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（納入の通知）</p> <p><b>第17条 省略</b></p> <p>2 歳入徴収者は、次に掲げる歳入については、前項の規定にかかわらず、納入義務者に口頭、掲示その他の方法によつて納入の通知をすることができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定す</u></p>	<p>（納入の通知）</p> <p><b>第17条 省略</b></p> <p>2 歳入徴収者は、次に掲げる歳入については、前項の規定にかかわらず、納入義務者に口頭、掲示その他の方法によつて納入の通知をすることができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p>

る電子情報処理組織を使用して申請等を行った者が当該申請等により得られた納付情報（以下「納付情報」という。）により納付するもの

（公金の出納）

第198条 指定金融機関等は、納入通知書、納税通知書その他次の各号に掲げる書類（以下「納入に関する書類」という。）のいずれか又は納入に関する書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録に基づかなければ、公金を収納してはならない。

(1)～(8) 省略

2・3 省略

（収納事務）

第199条 指定金融機関等は、公金を収納したときは、即日（納付情報により納付される公金を収納した場合又は第30条第3項若しくは第4項の規定により、歳入徴収者が、納入通知書若しくは納税通知書の記載事項のデータをデータ伝送の方法により送付した場合にあつては、知事が定める日までに）これを県の預金口座に受入れしなければならない。

2 指定金融機関等は、公金を収納したときは、納入に関する書類に領収の印を押し、領収書等を納入義務者に交付しなければならない。ただし、納付情報により納付される公金を収納した場合又は第30条第3項若しくは第4項の規定により、歳入徴収者が、納入通知書若しくは納税通知書の記載事項のデータをデータ伝送の方法により送付した場合にあつては、この限りでない。

3・4 省略

（データ伝送の方法を用いた収納手続の特例）

第202条の2 第200条の規定にかかわらず、指定金融機関等は、納付情報により納付される公金を収納したときは、別に定めるところにより、収納に係るデータをデータ伝送の方法により歳入徴収者に送付するとともに、当該データに係る収納金を総括店の県の預金口座に振替をしなければならない。

2 省略

（公金の出納）

第198条 指定金融機関等は、納入通知書、納税通知書その他次の各号に掲げる書類（以下「納入に関する書類」という。）のいずれか

に基づかなければ、公金を収納してはならない。

(1)～(8) 省略

2・3 省略

（収納事務）

第199条 指定金融機関等は、公金を収納したときは、即日（  
第30条第3項又は  
第4項の規定により、歳入徴収者が、納入通知書又は  
納税通知書の記載事項のデータをデータ伝送の方法により送付した場合にあつては、知事が定める日までに）これを県の預金口座に受入れなければならない。

2 指定金融機関等は、公金を収納したときは、納入に関する書類に領収の印を押し、領収書等を納入義務者に交付しなければならない。ただし、  
第30条第3項又は  
第4項の規定により、歳入徴収者が、納入通知書又は  
納税通知書の記載事項のデータをデータ伝送の方法により送付した場合にあつては、この限りでない。

3・4 省略

（データ伝送の方法を用いた収納手続の特例）

第202条の2 省略

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1224号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成31年1月13日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 平成31年1月13日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1225号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 平成31年2月17日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 平成31年2月17日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1226号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 平成31年3月10日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 平成31年3月10日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1227号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
レディ薬局中萩店	新居浜市本郷三丁目5番15号	平成30年11月3日
清水医院	大洲市長浜甲268	平成30年12月1日
さくら薬局	西予市宇和町卯之町一丁目448番1	平成30年12月3日

○愛媛県告示第1228号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	指定年月日
山口佳代	伊予郡松前町西古泉122-6	平成30年11月20日

○愛媛県告示第1229号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村時広

施術機関氏名	施術所名称	施術所所在地	指定年月日
廣谷敬一	ひろ鍼灸院	今治市大西町脇甲923-5	平成30年11月20日

○愛媛県告示第1230号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
星島整形外科医院	新居浜市庄内町四丁目1番57号	平成30年9月30日
ひめ薬局中曾根店	四国中央市中曾根町365番地1	平成30年10月19日
レディ薬局新居浜西店	新居浜市中萩町4-44	平成30年11月2日
清水医院	大洲市長浜甲268	平成30年11月30日

## ○愛媛県告示第1231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人大志会	八幡浜市古町1丁目6番12号	よつば訪問看護ステーション	八幡浜市古町1丁目6番12号	平成30年10月1日

## ○愛媛県告示第1232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社宇摩調剤薬局	四国中央市中之庄町1684-7	有限会社宇摩調剤薬局	四国中央市中之庄町1684-7	平成30年10月22日

## ○愛媛県告示第1233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社宇摩調剤薬局	四国中央市中之庄町1684-7	有限会社宇摩調剤薬局	四国中央市中之庄町1684-7	平成30年10月22日

## ○愛媛県告示第1234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人にしむら整形外科	（変更後） 八幡浜市昭通通1510番地139	にしむら整形外科	（変更後） 八幡浜市昭通通1510番地139	平成30年10月1日
	（変更前） 八幡浜市1510番地139		（変更前） 八幡浜市1510番地139	
合同会社桃花	（変更後） 新居浜市久保田町一丁目3番50号	ヘルパーステーション桃花	（変更後） 新居浜市久保田町一丁目3番50号	平成30年4月1日
	（変更前） 新居浜市河内町1番7号		（変更前） 新居浜市西の土居町二丁目11-10	

## ○愛媛県告示第1235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地及び介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人にしむら整形外科	(変更後) 八幡浜市昭和通1510番地139	にしむら整形外科	(変更後) 八幡浜市昭和通1510番地139	平成30年10月1日
	(変更前) 八幡浜市1510番地139		(変更前) 八幡浜市1510番地139	

○愛媛県告示第1236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ薬局新居浜西店	新居浜市中萩町4-44	平成30年11月2日

○愛媛県告示第1237号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ薬局新居浜西店	新居浜市中萩町4-44	平成30年11月2日

○愛媛県告示第1238号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
医療法人青峰会くじらクリニック	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	医療法人青峰会	精神通院医療	平成30年11月1日
Dクリニック駅前医院	新居浜市坂井町1丁目7番4号	医療法人Dクリニック駅前医院	精神通院医療	平成30年12月1日
ウイング薬局	松山市梅味四丁目3番14号	株式会社ウイング薬局	精神通院医療（薬局）	平成30年12月1日
さくら薬局	西予市宇和町卯之町一丁目448番1	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療（薬局）	平成30年12月3日

○愛媛県告示第1239号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社ミックス	松山市竹原四丁目1番11号 サーパス竹原南404号	訪問看護ステーションつなぐ	松山市北土居四丁目19番17号 タウンコート北土居B棟10 2号	精神通院医療	平成30年 12月1日

○愛媛県告示第1240号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
訪問看護ステーションはびねす	新居浜市喜光地町一丁目4番19号	新居浜市若水町二丁目4番38号	平成30年 11月1日

○愛媛県告示第1241号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 月 日	届 出 の 日 月 日
フジ東予A	西条市周布715番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか7者	株式会社フジほか4者	平成30年 4月1日 ほか	平成30年 12月12日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1242号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 月 日	届 出 の 日 月 日
フジ東予B	西条市周布713番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者	フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社ほか1者	フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社ほか1者	平成30年 3月1日 ほか	平成30年 12月12日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告

示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1243号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジ宇和島店	宇和島市恵美須町二丁目3番28号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか3者	株式会社フジほか5者	平成30年11月30日ほか	平成30年12月12日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1244号

愛媛県収入証紙をもって納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年3月愛媛県告示第283号）の一部を次のように改正し、平成31年1月1日から施行する。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
次のものを除く使用料及び手数料 1 省略 2 手数料（第17号及び第18号にあつては、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法により納付するものに限る。） (1)～(16) 省略 <u>(17) 保管場所証明手数料</u> <u>(18) 保管場所標章交付手数料</u>	次のものを除く使用料及び手数料 1 省略 2 手数料 _____ _____ _____ (1)～(16) 省略

○愛媛県告示第1245号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、平成31年1月1日から施行する。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>一・二 省略</p> <p>三 収納代理金融機関の名称、位置等</p> <p>(一) 省略</p> <p>(二) 店舗の名称、位置等</p> <p>1 省略</p> <p>2 収納代理取扱店</p> <p>愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫及び川之江信用金庫の本店及び支店並びに四国労働金庫の県内の支店</p> <p>愛媛県信用漁業協同組合連合会の本所及び支所</p> <p>みずほ銀行及び三井住友銀行の本店、支店及び出張所並びに中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、三井住友信託銀行、観音寺信用金庫及び商工組合中央金庫の県内の支店</p> <p><u>日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法により公金を収納する場合にあつては、四国労働金庫、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、三井住友信託銀行、観音寺信用金庫及び商工組合中央金庫の本店及び県外の支店</u></p>	<p>一・二 省略</p> <p>三 収納代理金融機関の名称、位置等</p> <p>(一) 省略</p> <p>(二) 店舗の名称、位置等</p> <p>1 省略</p> <p>2 収納代理取扱店</p> <p>愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫及び川之江信用金庫の本店及び支店並びに四国労働金庫の県内の支店</p> <p>愛媛県信用漁業協同組合連合会の本所及び支所</p> <p>みずほ銀行及び三井住友銀行の本店、支店及び出張所並びに中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、三井住友信託銀行、観音寺信用金庫及び商工組合中央金庫の県内の支店</p>

○愛媛県告示第1246号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、平成31年1月4日から施行する。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>一・二 省略</p> <p>三 収納代理金融機関の名称、位置等</p> <p>(一) 省略</p> <p>(二) 店舗の名称、位置等</p> <p>1 収納代理総括店</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>川之江信用金庫南支店</u></td> <td><u>四国中央市金生町下分1089番地1</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>	名 称	位 置	省略		<u>川之江信用金庫南支店</u>	<u>四国中央市金生町下分1089番地1</u>	省略		<p>一・二 省略</p> <p>三 収納代理金融機関の名称、位置等</p> <p>(一) 省略</p> <p>(二) 店舗の名称、位置等</p> <p>1 収納代理総括店</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>川之江信用金庫本店</u></td> <td><u>四国中央市川之江町1706番地の1</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>	名 称	位 置	省略		<u>川之江信用金庫本店</u>	<u>四国中央市川之江町1706番地の1</u>	省略	
名 称	位 置																
省略																	
<u>川之江信用金庫南支店</u>	<u>四国中央市金生町下分1089番地1</u>																
省略																	
名 称	位 置																
省略																	
<u>川之江信用金庫本店</u>	<u>四国中央市川之江町1706番地の1</u>																
省略																	



○愛媛県告示第1247号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成30年12月25日

愛媛県東予地方局長 高橋 正 浩

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成30年12月17日

3 指定道路の位置

四国中央市具定町字正之森232番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 71.29メートル

(2) 幅員 5.00メートル、7.00メートル

○愛媛県告示第1248号

次のとおり落札者を決定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
I P R形無線機 310式	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成30年10月16日	三菱電機株式会社四国支社 香川県高松市寿町一丁目1番8号	236,623,248円	一般競争入札	平成30年8月31日

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6 - 203

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月25日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 - 159）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>一般社団法人せとうち観光推進機構（平成28年3月10日に一般社団法人せとうち観光推進機構という名称で設立された法人をいう。）</p> <p><u>一般社団法人四国ツーリズム創造機構（平成30年12月25日に一般社団法人四国ツーリズム創造機構という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>省略</p> </div>	<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>一般社団法人せとうち観光推進機構（平成28年3月10日に一般社団法人せとうち観光推進機構という名称で設立された法人をいう。）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>省略</p> </div>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。